

令和 6 年度

第 3 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

期日 令和 7 年 3 月 1 3 日 (木)

場所 熊本市国際交流会館 4 階 第 1 会議室

## 令和6年度 第3回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

開催日時 令和7年3月13日(木) 午後2時00分から

開催場所 熊本市国際交流会館 4階 第1会議室

理事定数 10名

出席理事 10名

小山 登代子 中垣内 隆久 西村 一弘 多門 文雄 加來 克幸  
甲斐 國英 鳥崎 一郎 原 清美 神永 修一 萱野 晃

欠席理事 0名

途中退席 1名

多門 文雄 ※議案第23号採決前に退席

欠員 0名

出席監事 2名

荒木 紀代子 吉井 壯馬

欠席監事 0名

議事録署名人 小山 登代子 荒木 紀代子 吉井 壯馬

議事録作成者 萱野 晃

## 議 題

- 議案第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 6 年度会計収入支出補正予算について
- 議案第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度事業計画について
- 議案第 3 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度会計収入支出予算について
- 議案第 4 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会事務分掌規程の一部改正について
- 議案第 5 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職務権限規程の一部改正について
- 議案第 6 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会就業規則の一部改正について
- 議案第 7 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員の育児休業及び勤務時間の短縮制度に関する規程の一部改正について
- 議案第 8 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員の子の看護のための休暇に関する規程の一部改正について
- 議案第 9 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について
- 議案第 10 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部改正について
- 議案第 11 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用契約嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第 12 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第 13 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の改正について
- 議案第 14 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会経理規程の一部改正について
- 議案第 15 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会公印規程の一部改正について
- 議案第 16 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会日常生活自立支援事業地域生活支援員設置規程の一部改正について
- 議案第 17 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会法人後見事業法人後見協力員設置規程の一部改正について
- 議案第 18 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程の一部改正について
- 議案第 19 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程の一部改正について
- 議案第 20 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護事業所運営規程の一部改正について
- 議案第 21 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘運営規程の一部改正について
- 議案第 22 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会ハラスメント防止規程の制定について
- 議案第 23 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決第三者委員の選任について
- 議案第 24 号 役員等賠償責任保険に係わる保険契約の内容について
- 議案第 25 号 令和 6 年度第 3 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

※各議題における特別の利害関係 無し

## 報 告

- 報告第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について
- 報告第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について
- 報告第 3 号 令和 6 年度熊本市社会福祉法人指導監査について
- 報告第 4 号 第 5 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
- 報告第 5 号 熊本市社会福祉協議会中期経営計画（案）について

《議事の経過とその要旨》

石川主査より開会宣言。小山 登代子 会長挨拶の後、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第30条第1項の規定により議長を選出。萱野 晃 常務理事より小山 登代子 会長を議長にとの提案があり、小山 登代子 会長が議長に就任した。

議長は、早速、事務局に出席者の報告を求めたところ、事務局より定数10名中、出席者10名、欠席者0名であり、定款第31条第1項の規定により理事会が成立する報告がなされた。続けて、議長は、定款第32条第2項の規定により、荒木 紀代子 監事、吉井 壮馬 監事を議事録署名人に指名し、直ちに議事の審議に入った。

議長 それでは、これより議事に入ります。議案第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度会計収入支出補正予算について事務局より説明をお願いします。

総務部長 【議案第1号 令和6年度 会計収入支出補正予算書（別添資料1）に基づき事務局説明】

議長 ただいま、事務局から説明がありました。何かご質疑はございませんか。

（質疑・意見等なし）

議長 ご質疑なければ採決いたします。  
議案第1号について、ご同意いただける方は、挙手をお願いいたします。

（同意理事挙手）

議長 ありがとうございます。  
全会一致でございますので、議案第1号は、原案とお認り承認されました。

議長 それでは次に議案第2号に入りますが、議案第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度事業計画についてと議案第3号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度会計収入支出予算については関連がございますので、一括してご審議いただいでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長 【議案第2号～議案3号 事業計画書（資料2）、資金収支予算書概要  
総務部長 （説明資料）、資料3-1及び資料3-2に基づき事務局説明】

地域福祉部長  
生活支援部長

議 長	ただいま、事務局より説明がありました。何かご質疑はございませんか。
多門理事	<p>資金収支予算書（説明資料）の 1 枚目、2 枚目は令和 7 年度と記載されていますが、3 枚目、4 枚目の資料は令和 6 年 4 月 1 日と記載があります。これは、令和 7 年の間違いかと思っておりますので、訂正をお願いします。</p> <p>地域福祉推進部門の事業計画につきまして、多数の事業説明がありました。これまで、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業規模を縮小してきた経緯を踏まえ、これらの事業が確実に実施できるのでしょうか。</p>
地域福祉部長	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度から令和 5 年度までの間、地域福祉活動の実施が困難な状況にありました。令和 6 年度より、ふれあいサロンや学生ボランティアとの交流など、地域福祉活動を再開し、展開してきました。令和 7 年度の事業計画につきましては、新規事業を含め、実施できるよう頑張っていきたいと考えております。</p>
多門理事	<p>頑張ってくださいと思います。</p> <p>先ほど、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限された旨の発言がありましたが、その期間中も例年どおり市からの委託金は交付されておりました。すなわち、過去 5 年間、委託金は通常どおり交付されたものの、十分な活動を実施出来なかった状況であったと認識しております。今後の委託金の交付にあたりましては、活動実績に応じた委託金として交付するよう、市役所の方には考えていただきたいと思っております。</p> <p>次は、事業計画書（案）5 頁に記載されております施設・介護サービス部門についてです。当部門の経営基盤改善につきましては、過去 6 年にわたり繰り返し提起してまいりましたが、十分な対応をいただけていない状況です。今回、経営診断を実施されるとのことですので、その結果を踏まえ、意見を述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、調査されていないと思いますが、養護老人ホーム愉和荘は定員 50 名に対し、過去 2 年間は平均 35 名程度の入所状況でありました。かつては、40 名を超える入所者数で措置費による運営が可能であったと認識しています。資料にも記載されているとおり、35 名程度の入所者数では措置費が約 8,500 万円にとどまり、愉和荘の運営には 1 億円程度の費用が必要であると考えられます。これは、入所者数が減少しても職員配置を維持する必要があるためです。</p> <p>熊本市においては、在宅生活が困窮して、在宅では亡くなってしまおうという人のみを入所対象とされているのでしょうか。福祉事務所長は、どのような基準で入所判定を行っているのでしょうか。申請に際しては、ケアマネージャー等の専門職が入所可能と判断した場合であっても、許可が下りず入所出来ない現状があるように思います。入所基準については、私自身も調べる事は出来ていませんが、福祉事務所長の匙加減一つではないかと思われれます。すなわち、定員に満たない 15 名分の入所者数を抑制しているとも考えられます。これらの点について、詳細な調査が必要</p>

であると考えます。

熊本市が旧植木町と合併した際、愉和荘や介護保険事業所は市社協に統合されました。その後、愉和荘及び介護保険事業所に勤務する職員の給与が市社協の基準に上げられたことにより、赤字が発生いたしました。赤字への対応について尋ねたところ、約 1,000 万円の持参金があるとの説明を受けました。このような持参金に関する情報は、説明を受けるまで開示されておりました。今回の繰入金についても、同様に詳細な説明がなければ理解できない資料となっています。私が申し上げた内容について理解いただけるような事業運営をしていただきたいと思います。

避難行動要支援者支援事業に関しまして、2 つの事業を統合されたと伺っております。令和 5 年度の受託金は約 1,500 万円であったかと記憶しております。当時、12,000 世帯に登録案内を郵送されたものの、登録件数は 1,200 件、すなわち約 1 割にとどまったと聞いております。さらに、登録された 1,200 件のうち、500 件の個別避難計画が未作成であるとの事でした。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による活動制限が理由なのでしょうか。市社協の業務が多岐に渡ることは理解していますが、実施困難な事業を受託することは望ましくないと思います。

以上です。

総務部長

愉和荘、訪問介護事業所につきましては、既にご説明させていただいておりますとおり、本年 4 月より 7 カ月かけて経営診断を実施いたします。診断結果につきましては、11 月を目途に、専門家による進捗状況等を生の声で皆様に直接ご報告させていただきたいと考えております。

中垣内理事

先ほどのご発言の中で、市役所が入所可能な対象者に対する措置を抑制している、いわゆる措置控えを行われているとのご指摘がございました。この点につきましては、昨年度か一昨年度にも多門理事から同様のご指摘をいただいております。担当課である高齢福祉課に確認を行っておりますが、「していない」という事でしたので、改めてお答えさせていただきます。

愉和荘の運営全般につきましては、措置の人数もさることながら、施設或いは職員の確保等を見ましても多岐にわたる課題を抱えているという状況にございます。従いまして、専門家による経営診断の結果を踏まえ、大胆な決断をしなければいけない時も来るかも知れません。その時こそ、市が積極的に関与させていただければと思います。

多門理事

よろしく申し上げます。

議長

他にご質疑はございませんか。

加來理事

地域福祉推進部門を中心に質問させていただきます。国の事業として推進されている重層的支援体制整備事業を踏まえ、事業計画を拝見しますと、多岐にわたる対象者層への支援事業が計画されております。多門理事のご指摘にもありましたよう

に、事業の実施可能性について精査し、優先順位をつける必要があるかと思ひます。

2 点目は、孤独・孤立対策についてです。特に、ひきこもりの問題に関しましては、先日 NHK でも放送されていましたが、喫緊の課題であると認識しております。熊本市においては、95 の校区における校区社会福祉協議会の活動は素晴らしいものがあります。しかしながら、校区間の活動状況には差異があるのではないかと思ひますし、また、民生委員の皆様のご負担も増加している現状を踏まえ、ひきこもり対策への一層の強化が必要であると感じております。

3 点目は、ジュニアヘルパー事業についてです。私自身、過去に施設で本事業に携わった経験から事業終了後の振り返りアンケートにおいて、参加した子どもたちの関心や進路に関する有益な報告がなされていたことを記憶しております。改めて実施を検討されてはいかがでしょうか。

最後に、生活支援部門についてですが、住宅問題について申し上げます。福岡市においては、社会福祉協議会と民間事業者が連携し、社会貢献型空き家バンクを展開している事例があります。熊本市においても、地域によっては同様の問題を抱えている可能性が考えられます。社会福祉協議会が有する地域ネットワークの強みを活かし、これらの問題への取り組みを検討していただければと思ひました。

地域福祉部長

1 点目の重層的支援体制整備事業に関しましては、本市においても、将来的には重層的支援体制整備事業を通じて、地域福祉の推進を図る必要性を認識しております。属性を問わない包括的相談支援、参加支援及び地域づくり等の事業につきましては、校区社協、民児協をはじめとするあらゆる地域団体との連携を強化し、取り組んでいきたいと考えています。そのためには、人員配置、財源確保及び事業実施場所の確保等が不可欠となりますので、行政、地域団体と綿密な協議を重ねながら事業推進を図ってまいりたいと考えております。

2 点目の孤独、孤立の問題に関しましては、喫緊の課題として、今後、重点的に取り組むべき問題であると認識しております。本件につきましても、地域団体、行政機関等との連携を密にし、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

3 点目のジュニアヘルパー事業につきましては、中学生による子ども議会において発案されてから 20 数年となります。以前は、民生委員の皆様にご協力を賜り、高齢者宅を訪問し、交流を図っておりましたが、現在は、中学生が絵手紙を書いて、高齢者からお返事の手紙をいただくという、手紙の交換を通じたふれあい交流事業として実施しております。近年、参加者アンケートの実施に至っておりませんでした。令和 7 年度においては、福祉教育の一環として、可能な限り実施したいと思ひます。

生活支援部長

住宅の問題に関しましては、近年、国土交通省及び厚生労働省により、住まいのセーフティーネットに関する法改正や空き家問題など、制度整備が進められております。このような状況下において、本会は、熊本地震後の被災者支援の一環として、居住支援法人の認可を取得し、住まいに課題を抱える方々への支援を担っております。先日、居住支援法人の会議において、刑余者も含めた住居確保に向けた総合的

な支援の必要性を確認いたしました。今後、熊本市からの受託事業である地域居住支援事業及び住宅確保要配慮者支援事業を柱とし、住まいに課題を抱える方々への支援を推進してまいりたいと考えております。

議長

他に何かご質疑はございませんか。

鳥崎理事

校区社協連絡協議会の事務局及び民生委員もしておりますので、双方の立場から意見を申し上げます。

まず、避難行動要支援者支援事業についてですが、懸念しておりますのは、自治会長や民生委員の皆様が元来警戒心が強いにも関わらず、市及び市社協が「負担は少ないですよ」という方向性で説明を行っている点です。今後、市社協職員の負担が増加するのではないかと危惧しております。実効性のある個別計画書が作成可能であるのか、疑問を感じざるを得ません。多門理事からも、「遂行困難な業務は受託すべきではない」との意見がありましたが、現状において本事業を実施しようとするれば、市社協の職員の負担は過大になるであろうと懸念しております。

2点目は、校区社協の立場から意見を申し上げます。令和7年度の予算編成に向け、校区社協への補助金を5万円から増額するよう要望書を市に提出いたしました。様々な理由を挙げられ、認められませんでした。現在、校区社協の会長等を対象にアンケートを実施しており、集計は未了ではありますが、落胆と不満の声が多数寄せられております。校区社協は多岐にわたる活動を展開しており、活発な活動を行っている校区もあれば、活動が十分に行えていない校区もございます。そのような状況下において、一律の補助金支給が困難であることは理解できますが、積極的に活動を行っている校区社協ほど、今回の結果に対する落胆は大きいと思われると思います。せっかく、令和7年度から第5次地域福祉計画が開始されるのにもかかわらず、今回の結果は地域の意欲を阻害する要因になりかねないと危惧しております。アンケート結果が集計でき次第、皆様にもご報告させていただきます。現時点で、半数近くの校区社協から回答を得ておりますが、怒りよりも、認められていないという感情が強く、市社協の計画や事業に対して、協力意欲が低下する可能性も否定できません。今後の事業運営においては、これらの状況を踏まえた対応が必要であると思っております。

地域福祉部長

災害名簿につきまして、1月1日付で2つの制度が統合された旨、行政より説明を受けております。本会が受託する業務内容といたしましては、優先度の低い方々の個別避難計画の作成及び従来どおり校区社協、民児協への登録者名簿の配布と回収業務の2つでございます。本事業における優先度につきましては、要援護者の居住環境におけるハザード状況として、海沿いや山間部に居住している方、心身の状況により介護・障がい福祉サービスを利用されている方、高齢者、障がい者のみで構成されている世帯が、優先度が高いとされております。優先度の高い方々に対する個別避難計画の作成は、福祉専門職、ケアマネージャーまたは相談支援専門員が担当し、優先度の低い方々につきましては、本会が担当することとなっております。

優先度の高い方は約 500 名、低い方は約 700 名であり、この 700 名に対して本会が区事務所と連携し支援を行うこととなります。

総務部長 助成金に対しましては、行政のご判断になろうかと思えます。

中垣内理事 ご指摘をいただいた助成金の引き上げの件、初めて伺いました。  
お話の中で、積極的に活動されている地域ほど落胆が大きいこと、また、自分たちが認められていないのではないかというような認識に繋がっているというメッセージに感じ入りました。現時点では明確な回答を差し上げることが出来ませんが、担当部署に詳細を確認したいと思います。

議 長 それでは他にご質疑なければ採決いたします。  
議案第 2 号及び議案第 3 号について、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(同意理事挙手)

議 長 全会一致でございますので、議案第 2 号及び議案第 3 号は承認されました。  
尚、議案第 1 号～議案第 3 号については、評議員会へ提出させていただきますことをお知らせいたします。

議 長 それでは、次に議案第 4 号に入りますけれども、議案第 4 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会事務分掌規程の一部改正についてから議案第 22 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会ハラスメント防止規程の制定についてまでは、諸規程関係でございますので、一括してご審議いただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

総務部長 **【議案書第 4 号～議案第 22 号 議案書 7 頁～50 頁に基づき説明】**

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

甲斐理事 議案書 45 頁に記載されている愉和荘の夕食時間について、現行が 17 時 00 分～18 時 00 分までの夕食時間を、改正案では 16 時 30 分～17 時 30 分へと前倒しされています。この変更は、人員不足によるものなのでしょうか。

神永理事 この変更は、人員不足によるものではなく、数年前の夜勤体制見直し時に既に実施されていたものです。今般、他の関連事項と併せ、実態に即した規程整備を目的

として、改めて規程に明文化することといたしました。

加來理事

私も同様の質問を考えておりましたが、改正案では、夕食時間が16時30分からとなっておりますが、この時間帯は一般的に早すぎるのではないかと感じます。職員の勤務体制上の理由でやむを得ない部分もあるかと思えますし、調べましたが、法律上の制約もありませんでした。しかし、夕食の時間については再度検討して頂ければと思いました。

神永理事

ただいま、頂戴いたしましたご意見を踏まえ、今後の対応を検討させていただきます。

議 長

他にご質疑はございませんか。

多門理事

議案書18頁に記載されている再雇用職員等に関する取扱規程の改正理由についてですが、無期雇用契約嘱託職員の再雇用に関し、所要の改正を行うとありますが、この無期雇用契約への転換は誰が決めるのですか。

総務部長

本会の嘱託職員の多くは、有期雇用契約嘱託職員です。契約期間は1年であり、法人が認めた場合には更新を行い、最長5年まで契約を継続できるものとしております。この有期雇用契約を5年間継続し、かつ59歳までの職員を対象に、無期雇用契約への転換制度を設けております。これにより、対象となる職員は60歳まで勤務することが可能となります。ただし、財政状況や法人の運営上の都合など、様々な要素を総合的に考慮して判断する必要があるため、全ての希望者が転換できるものではありません。無期雇用契約への転換にあたっては、常務理事、事務局長をはじめとする管理職による試験を実施し、能力・適性を評価することで、有能な人材を確保していくことにも繋がっております。

多門理事

国においては、70歳までの就労機会の確保が求められるような意見も出ておりますが、高齢者の雇用についてはどのように考えているのですか。

総務部長

年齢制限は設けておりません。現在、無期雇用契約嘱託職員が在籍しておりますが、そのうちの一人が今月、定年退職を迎えます。このような職員につきましては、60歳以降も、本人の希望と法人の意向が合致すれば、再雇用職員として引き続き勤務することが可能です。

多門理事

高齢者の場合、能力や体力の低下が見られることもありますが、退職後の生活も大変となります。長年勤務された職員に対しては、人情的にも可能な限り就労機会を提供することも必要ではないでしょうか。定年退職後、有期雇用契約嘱託職員として再雇用することは出来ないのですか。

総務部長	この無期雇用嘱託職員は 60 歳までとなります。61 歳以降は、再雇用嘱託職員として、1 年ごとの契約更新となります。
多門理事	分かりました。
議 長	それでは他にご質疑なければ採決いたします。 議案第 4 号から議案第 22 号について、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。
	(同意理事挙手)
議 長	全会一致でございますので、議案第 4 号から議案第 22 号は承認されました。
議 長	それでは次に、議案第 23 号に入りますけれども、議案審議の都合上、荒木監事は一時退席をお願いします。
荒木監事	(一時退席)
議 長	それでは、議案第 23 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決第三者委員の選任について事務局より説明をお願いします。
総務部長	<b>【議案書第 23 号 議案書 51～52 頁に基づき説明】</b>
議 長	ただいま、事務局より説明がありました。何かご質疑はございませんか。
多門理事	(所用のため退席)  (質疑・意見等なし)
議 長	ご質疑なければ採決いたします。 議案第 23 号について、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。
	(同意理事挙手)
議 長	全会一致でございますので、議案第 23 号は承認されました。 ここで、荒木監事の入室をお願いします。
荒木監事	(入室)
議 長	それでは次に、議案第 24 号 役員等賠償責任保険に係わる保険契約の内容について

て事務局より説明をお願いします。

総務部長

**【議案第 24 号 議案書 53～54 頁に基づき説明】**

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑なければ採決いたします。

議案第 24 号について、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(同意理事挙手)

議 長

全会一致でございますので、議案第 24 号は承認されました。

議 長

それでは次に、議案第 25 号 令和 6 年度第 3 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について事務局より説明をお願いします。

総務部長

**【議案第 25 号 議案書 55～56 頁に基づき説明】**

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑なければ採決いたします。

議案第 25 号について、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(同意理事挙手)

議 長

全会一致でございますので、議案第 25 号は承認されました。

それでは、次に報告でございます。

まず、報告第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告についてご報告させていただきます。

小山会長

**【報告第 1 号 報告 1 頁に基づき報告】**

議 長

ただいま、ご報告させていただきましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長                    それでは次に、報告第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について萱野常務理事よりご報告をお願いいたします。

萱野常務理事            【報告第 2 号 報告 3～4 頁に基づき報告】

議 長                    ただいま、萱野常務理事よりご報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

                              (質疑・意見等なし)

議 長                    それでは次に、報告第 3 号 令和 6 年度熊本市社会福祉法人指導監査について事務局からご報告をお願いいたします。

総務部長                    【報告第 3 号 報告 5 頁に基づき報告】

議 長                    ただいま、事務局よりご報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

                              (質疑・意見等なし)

議 長                    それでは次に、報告第 4 号 第 5 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について、報告第 5 号 熊本市社会福祉協議会中期経営計画（案）について事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局長                    【報告第 4～5 号 資料 4～5、当日配付資料 4-1、5-1 に基づき説明】

議 長                    ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

鳥崎理事                    生活自立支援センターの業務が令和 6 年度から他法人へ移管されているわけですが、同センターとの連携、そして生活保護窓口における多様な相談への対応について意見を述べさせていただきます。現在、相談者の方々は、様々な課題を抱えながらも、縦割りの支援体制の中で、必要な支援にたどり着けない状況にあると認識しております。そこで、相談内容を丸ごと包括的に捉え、必要な支援を提供する体制の構築が必要になっていると考えます。市社協の計画においても、孤立・孤独対策について挙げられておりますが、これらの課題に対応するためには、関係機関との緊密な連携、すなわち横割りの意識と対応が不可欠です。せっかく市社協が多様な事業を展開しているにも関わらず、相談者の方々が適切な支援を受けられないという事態は、避けなければなりません。私自身、民生委員として多くの相談を受ける中で、相談内容に応じて適切な窓口に繋げることが難しいと感じております。このような状況を改善するため、市社協が中心となり、相談者の方々を包括的に支援する体制を構築していただきたいと思っております。

地域福祉部長 中期経営計画の中にも記載しておりますとおり、本会では総合相談体制の強化を重点目標として掲げております。各区事務所においても、総合相談センターとしての位置づけで幅広い相談に対応してまいります。生活自立支援センターをはじめとする関係機関や地域との連携を一層強化し、相談者の方々が抱える複合的な課題に対応できるよう、努めてまいります。

議 長 他にご質疑なければ、その他に移ります。  
まず、理事の皆様からその他ご意見などございませんでしょうか。

(意見、諸連絡等なし)

議 長 他にないようでしたら、事務局より何かございますか。

(連絡事項等なし)

議 長 他にございませんようでしたら、これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。  
ご協力ありがとうございました。

(議長退席)

司 会 小山会長には議長をお務めいただき、ありがとうございました。  
以上を持ちまして、令和6年度第3回理事会を閉会いたします。  
本日は、ありがとうございました。

令和7年3月13日

会 長 \_\_\_\_\_ (印)

監 事 \_\_\_\_\_ (印)

監 事 \_\_\_\_\_ (印)

